



公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開
非公開の理由	
傍聴者の数	4人
資料の名称	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会議録署名委員	大嶋教育長
	今村委員
その他の必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
<p>笹田係長：本日の資料ですが、次第が1点と、令和元年度に福津市教育懇話会で教育委員会から諮問をしまして、教育懇話会からいただいた答申、それから最後に諮問文をとじたものを今皆さんのお手元にお配りしております。</p> <p>資料としましては以上で、教育委員の皆様のお手元には6月教育委員会定例会の議事録の案をお配りしています。それから文部科学省が主催している教育委員さんを対象にした研修会がありまして、今年度はオンラインでの実施が予定されていますが、その御案内のお手紙をお配りしております。御都合が合う日程がありましたら御参加をお願いしたいと思いますので、また後ほど御希望の日等を教えてください。</p> <p>資料としましては以上です。</p> <p>大嶋教育長：ありがとうございました。</p> <p>開会前ではございますが、本日の会議には4名の方から傍聴の申出がっております。福津市教育委員会会議規則第13条では、会議は公開すると規定しております。よって、福津市教育委員会会議傍聴人規則第2条に基づき、本日の会議の傍聴については許可します。</p> <p>事務局、入室をお願いします。</p> <p>1 日程第1 開会の宣言</p>	

大嶋教育長：皆さん、おはようございます。

構成委員数5名のうち、ただいま出席者数は5名で定足数に達し、委員会は成立いたしますので、令和3年度第8回福津市教育委員会定例会を開会します。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

## 2 日程第2 会議録署名委員の指名について

大嶋教育長：日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私大嶋と今村委員で確認、署名することとします。

## 3 日程第3 議案第25号 福津市就学援助規則施行規程を改正することについて

大嶋教育長：日程の第3、議案第25号 福津市就学援助規則施行規程を改正することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津課長、お願いします。

石津課長：おはようございます。学校教育課の石津です。

議案第25号 福津市就学援助規則施行規程を改正することについて着座にて御説明をさせていただきます。

議案第25号 福津市就学援助規則施行規程を改正することについて、福津市就学援助規則施行規程は次の理由により改正する必要があるため、別案のとおり福津市就学援助規則施行規程の一部を改正する告示を制定する。

令和3年7月29日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱が令和3年4月1日に一部改正され、要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）予算単価及び国庫補助限度単価の一部が増額改正された。また、様式を改正するため、福津市就学援助規則施行規程を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

2ページでございます。2ページは告示文のそのものでございます。

改正内容については、3ページ以降の新旧対照表を使って説明をさせていただきたいと思っております。

3ページをお願いいたします。

まず、第6条では、福津市就学援助規則第6条の規定に基づき行う認定結果の通知に関する改正を行うこととしております。これまでの施行規程では、認定された場合のみ保護者と学校長に通知する様式を規定しておりました。認定されていな

かった場合の様式が定められていなかったことから、認定されなかった場合の様式を規定することといたしております。

まず、第6条第1項で保護者に対する通知の様式を規定することといたします。認定された場合を第1号、認定されなかった場合を第2号に規定いたします。

また、学校長に対しての通知は新たに項立てを行いまして、第6条第2項で規定することといたします。

次に第7条でございます。第7条につきましては、認定されなかったものに対する通知を先ほど追加したことから、様式番号を（様式第4号）から（様式第5号）に繰り下げを行っております。

次に、別表の改正でございます。別表では、就学援助費の支給項目ごとの支給金額を規定しております。国庫補助金に係る要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学援助費補助金交付要綱が、令和3年4月1日付で改正されたことから、4ページの小学校の修学旅行費の上限を、これまでの「2万1,890円」から「2万2,690円」に改訂いたします。

また、医療費の項でございますが、平成20年法律第73号学校保健法等の一部を改正する法律によりまして、学校保健法の名称が、学校保健安全法に改称され、同時に学校保健法第17条が学校保健安全法では第24条に繰り下げをされておりますので、今回合わせて改正することとしております。

次5ページ以降です。5ページ以降については、様式の改正でございます。

まず、5ページの（様式第1号）、それから、6ページの（様式第1号の2）については、様式の中段の申請理由のウ、国民年金の掛け金の部分の取扱いの明確化のために、アンダーラインを引いてありますが、「世帯が免除」という部分を、「世帯の全員が全額免除」と言葉の修正を行うこととしております。

次に7ページでございます。7ページの（様式第2号）につきましては、「被援助児童生徒名」を「児童生徒名」に改め、学校名の行を追加することといたしております。

また、行政不服審査法第82条の規定による不服申立てをすべき行政庁の教示が必要となりますので、この教示文を様式の下部に追加することといたしております。

次に8ページです。8ページにつきましては、今回追加するもので、先ほど説明を行いました就学援助の認定をされなかった者に対する通知の様式を規定しております。こちらにも先ほど説明いたしました、行政不服審査法の規定による不服申立てをすべき行政庁の教示を記載することとしております。

次に9ページでございます。9ページ（様式第4号）については、内容は変えておりませんが、様式の教育長欄、それから

名宛人の欄を追加することといたしております。

次に10ページでございます。10ページの（様式第5号）では、下から2行目にありました不要な文言であります、「以上のうち、福津市就学援助規則施行規程第3条で定める範囲」という文言を削除することといたしております。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。

質疑ございませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第25号を採決します。

議案第25号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

全員賛成であります。したがいまして、日程の第3、議案第25号福津市就学援助規則施行規程を改正することについては、原案のとおり承認されました。

今村委員：承認でいいんですけど、1つ今気がついたんですけど、質問よろしいですか。

大嶋教育長：どうぞ。

今村委員：修学旅行費のところ、小学生は変更しているんですけど、中学生は変わらないんですかね。

石津課長：国のほうからの先ほど説明いたしました数字、補助金の交付要綱については改正がされていなかったという状況であります。

今村委員：そこはされていないわけですね。

石津課長：はい。

それで、実際のところを言いますと、修学旅行費がここまでいくことがないので、上限が上がらなくても全額は支給できていると考えております。

今村委員：そういうことですね。分かりました。

#### 4 日程第4 議案第26号 福津市公民館運営審議会委員の委嘱について

大嶋教育長：それでは日程の第4、議案第26号 福津市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

赤間課長。

赤間課長：郷育推進課の赤間です。私のほうから、議案第26号 福津市公民館運営審議会委員の委嘱について説明させていただきます。着座にて失礼します。

それでは、11ページをお願いいたします。

議案第26号 福津市公民館運営審議会委員の委嘱について、本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2

5条及び福津市教育委員会事務委任規則第2条第7項の規定により、教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由としましては、前任の任期が令和3年7月31日にて満了となりますので、福津市公民館条例第5条第1項の規定により別紙名簿のとおり当審議会の委員を委嘱するものでございます。

13ページをお願いします。

委員名簿をつけております。今回委嘱するのは7名で、男性4名、女性3名の委員となっております。学校教育及び社会教育の関係者から5名。公募による2名の委員構成となっております。7名の委員のうち再任の方が一番上の安徳委員1名で、そのほかの6名が新任となります。

公募委員の細野委員と漆谷委員につきましては、5月に広報誌で公募をかけまして、論文によって選考をさせていただいております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

大嶋教育長：それでは本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

半澤委員。

半澤委員：この審議委員会の活動内容についてちょっと御説明をしていただけたらと思います。

赤間課長：運営審議会の活動内容は、まず、回数でございますけど、年間3回程度行っております。実際に公民館におけるいろいろな事業を企画、実施することについて調査、それから、審議をしていただく審議会となります。大体年間3回でございますけれども、審議していただく内容が多くなれば、3回を超えて、過去には年5回開催をした事例もございます。

第1回目に関しましては、その年度のいろんな事業活動の計画であったりとか、それから、公民館の利用について等を説明させていただいたりしています。それで、3回目、一番最後になりますと、その年度終了時の活動を実施した報告であったりとか、そういったところを説明させていただいております。基本的には館長の諮問によって審議されますので、審議内容が発生しましたら、館長を主導にその都度審議をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

大嶋教育長：よろしいでしょうか。

半澤委員：ありがとうございました。

大嶋教育長：ほか、ございませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第26号を採決します。

議案第26号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手

をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがいまして、日程の第4、議案第26号 福津市公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

5 日程第5 議案第27号 福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備についての追加諮問について

大嶋教育長：日程の第5、議案第27号 福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備についての追加諮問についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

宮原課長。

宮原課長：おはようございます。教育総務課長の宮原です。

議案第27号 福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備についての追加諮問について、着座して御説明いたします。

資料は14ページになります。

議案第27号 福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備についての追加諮問について、福津市教育懇話会に別紙のとおり諮問する。

令和3年7月29日。

福津市教育委員会教育長、大嶋正紹。

理由としましては、令和元年12月3日付31福教総第642号により、「本市の実情に応じて9年間を見通した一貫性のある教育活動を行うための、特色あるコミュニティ・スクールの更なる充実・発展の方策」について諮問し、令和2年3月16日付で提出いただいた答申に追加して、より具体的な検討と審議をいただく必要が生じたため。

これが、この議案を提出する理由である。

15ページに、追加諮問の諮問文を掲載しております。

教育懇話会には、令和元年12月3日に福津市コミュニティ・スクール充実発展に係る小中連携強化の方策と、教育環境整備について諮問し、令和2年3月16日付に答申をいただいております。

この答申では、福津市が取り組んできているコミュニティ・スクールについて、学校・家庭・地域の、横のつながりに加えて、今後は小中9年間を見通した縦のつながりも大切にしながら、福津市の各中学校区の特徴を生かした小中一貫コミュニティ・スクールを進めることが望まれています。その中では、福津市にふさわしい小中一貫教育の形式と内容についても議論

されており、その答申を踏まえた計画案を教育委員会として、今まで作成してきました。

今回追加諮問を行う背景としましては、当初目指していた令和6年度の開校、新設校の建設が実現不可能というふうになっておりまして、今後は早くても民有地の買収等が発生した場合、令和9年頃となることが見込まれています。

その令和9年までの間の児童生徒数の増によって、より悪化した過大規模校というのが現在の小中学校で今後そういった状態を迎えることが確実になります。

児童生徒数の推計からは、本来は小学校2校、中学校1校の建設ができることが望ましいことは以前から変わっておりませんが、市の方針決定において財源上の制約で、1校建設する場合という要件における最善の策について、教育的観点からの審議を行っていただいております。

過大規模校の解消のためには複数校の新設が必要であり、1校では過大規模校の緩和しかできません。このことは当初から変わっておりませんが、1校では解消になり得ないことは6月議会でも議論されています。

一方で、直近の市長協議や、6月議会での議論にもありましたが、市民の声を反映させた計画が強く求められております。

教育委員会としては、様々な立場の委員で構成されており、市民の代表である教育懇話会に、教育的視点からの御意見をいただくことが最適であると判断いたしました。

令和元年度に教育懇話会で審議していただいた時から、時間の経過により状況が変化し、新たな検討課題も生じてきております。先にいただいている答申に追加して、新設校が1校でなく複数校の場合や、様々な諸課題などについて、より具体的な審議をお願いしたいと考えております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

大嶋教育長：それでは本案に対する質疑をお受けます。

ありませんでしょうか。

今村委員：1ついいですか。

大嶋教育長：今村委員。

今村委員：この答申の期限が9月下旬ですよね。2か月しかないんですけど、以前、柴田前教育長のときにいただいた分がありますよね。提案する理由としては、新設校の開校年度が以前の時とは変化してきているからということですよ。

宮原課長：はい。

今村委員：前に答申をいただいたものを白紙に戻すということではないわけですよ。5-4制のこととか、4-3-2制のこととかいろいろ出ていましたよね、小中一貫教育、これを土台にもう一度見直すということですかね。

大嶋教育長：宮原課長。

宮原課長：前回いただいた答申が、先ほど御説明したとおり、市の方針決定において財源上の制約もあり、1校の場合という要件のもとで、実現可能な方法を検討していただいております。その中でこれまで進めてきたコミュニティ・スクールのしくみと小中一貫の9年間の連続した教育の実現ということで審議をいただいております。

今回は、時間の経過により、その状況が変化してきていて、当初めざしていた令和6年度の開校が遅れること、そのことにより、教室不足がより一層深刻になってきているという現状もある中で、1校でなく複数校の場合も含めた検討を先の答申に追加して検討していただくということを考えております。今回は、追加諮問という形で、前回の諮問に合わせて御審議していただこうと思っております。

今村委員：かなり短いと思うんですけど2か月で大丈夫ですかね。

予算の関係があって提案をしなきゃいけないというのもあるんでしょうけど、2か月ということ。

宮原課長：非常に短い中で、委員の皆様には御迷惑をかけますが、短期間で集中的な議論を行って、今後の新設校の方針と予算要望に向けて進めていきたいと考えております。

そのためにどうしても9月下旬というお願いをしており、そのことを踏まえて方針決定を固めていきたいと思っております。

大嶋教育長：今村委員よろしいでしょうか。

今村委員：ありがとうございました。

大嶋教育長：ほかはございませんでしょうか。

半澤委員。

半澤委員：とにかくスピード感が求められています。大規模校で子供たちも苦しんでいますので、一刻も早くという思いは私たちもすごく気にしているんですけども、今、市長が言われている、いろんな人の意見を聞きなさいという話があったと思うんですけど、教育懇話会というところには、それこそもういろんなところの代表の方、いろんな地域の方、教育に関わられている方たちが代表で集まっていらっしゃいますので、その方たちのこういう意見を今回追加答申でまた伺うということで、市のいろんな方から広く意見を募っているということで、市長にこのお話をもっていくという流れですよ。

一応確認ですけど。

宮原課長：はい。

大嶋教育長：宮原課長。

宮原課長：様々な立場の委員の皆さんで構成される教育懇話会で御意見をいただくということは、当然、市民の代表の皆さまにご意見をいただくことであると教育委員会は判断しております。このことを踏まえて、市長との協議、方針決定に向けて進めていきたいと考えております。

半澤委員：一刻も早く建てられるように、皆さんの意見を反映していけるようにと思います。

大嶋教育長：ほか、ございませんでしょうか。

今村委員：今半澤委員が言われたとおりに、教育懇話会で答申を出しても、あとそれを行政がどう受け取って、どう実際にするか、実行するかどうかが大事だから。

半澤委員：そうなんですよね。

今村委員：答申をいただいてもそれが認められなかったり、無視されたら何も意味がないから。

半澤委員：前回ね、教育会議とかのときにも。

今村委員：前回時間かけてやったのをまた追加諮問して、答申を出していただいて、それをどう実際に行政で実行されるかというのが大事だから。意見ですけど。

あまり長引かさないでほしいなと思いますけどね。現場が困るんじゃないかなと思いますよね。

いろいろな方の意見を聞く会議はいいですけど、何度も言うように、どこも反対意見、賛成意見ありますから、一番大事なのは校区の方の保護者の意見とかだと思っし、それとこの教育懇話会の答申とか、そういうのに基づいてきちんと早急に新設校の建設に向けてほしいなと思いますけどね。

宮原課長：実際、財源上の問題というのがどうしても引っかかってくるものと思っております。

ただ、懇話会の皆様には教育的観点、教育的視点で、今の課題とかを具体的に出していただきながら、それを具現化できるような計画を市が取っていければと思っております。

大嶋教育長：ほかはよろしいでしょうか。

それではないようですので、質疑を終結します。

これより議案第27号を採決します。

議案第27号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがいまして、日程第5、議案第27号 福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備についての追加諮問については、原案のとおり承認されました。

## 6 日程第6 報告

大嶋教育長：日程第6、報告、教育長の動静報告でございます。

資料の16ページを御覧いただければと思います。

そこに庁内の会議等を挙げていただいております。

7月7日水曜日には、管内教育長会議がオンラインで行われまして、その終了後に、第1回福岡地区不祥事防止対策推進委

員会も行われております。

それから、7月19日の月曜日でございますが、第2回古賀高等学校組合の教育委員会に、農崎委員と共に出席をさせていただいております。

7月27日火曜日、福岡県視聴覚教育協会の常任委員会と総会に出席をさせていただいております。

簡単ですが、以上で動静報告とさせていただきます。

何か質問等ございましたらお願いいたします。

今村委員：1つよろしいですか。

大嶋教育長：はい。

今村委員：7月20日のあんずの里市利用組合から市内小中学校への寄贈に係る贈呈式。何を贈呈されたんですか。

大嶋教育長：これは、各小中学校が希望する文房具でありますとか、そういう物などの希望をお出しいただいて、あんずの里組合が、その品物を贈呈していただいたということでございます。ですので、それぞれの小中学校によって違っております。目録は今手元にはございませんけれども、それぞれの小中学校が希望された品物が贈呈されたということでございます。

今村委員：文房具などをあんずの里が小中学校に贈呈したということですね。

大嶋教育長：そうです。あんずの里から贈呈を各小中学校に頂いたということです。

今村委員：こんな物も扱っているんですかね。あんずの里では。

水上部長：いいですか、すみません。

これは、もう何年になるか分かりませんが、あんずの里の年間の売り上げの中から余剰の分を学校に寄附されているという流れがありまして、今までは津屋崎地区の津屋崎小学校、勝浦小学校が対象だったんですが、今回から全市の小中学校にもということになりましたので、売り上げを、児童数とかそういった形で等分させていただいて、それに見合う文房具等を学校から希望を挙げていただいた分に対してそれを提供させていただいております。

今村委員：分かりました。ありがとうございます。

大嶋教育長：ほかよろしいでしょうか。

## 7 日程第7 協議

大嶋教育長：それでは、日程第7の協議事項ですけれども、前回までと継続いたしまして新設校についてです。それで、庁内での協議がまだ進んでいない内容になりますので非公開とすることを発議いたします。

非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、この案件については公開しないことに決定します。

誠に恐れ入りますけれども、傍聴の方は退室をお願いいたします。

↓（非公開部分）

## 8 日程第8 その他

大嶋教育長：それでは、日程第8、その他の事項について事務局から説明をお願いします。

笹田係長：今後のスケジュールについて、資料の一番最後の17ページに載せております。

教育委員の皆様に関わる部分を御案内いたします。

次回の教育委員会定例会は、8月26日木曜日で、庁議室を予定しているんですけども、会場がもし広いところに変更できそうでしたらまた変更する場合がございます。またその都度御案内いたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

大嶋教育長：はい。

## 9 日程第9 閉会宣言

大嶋教育長：日程第9、以上で本日本日予定されておりました議事日程は全て終了しましたので、これで令和3年第8回福津市教育委員会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。ありがとうございました。